

「TAIZO+TAKEO展」の感想

カンボジアの一ノ瀬泰造さんのお墓にも
行かれたという横浜市在住の古谷果奈さん

一ノ瀬泰造写真展では、今まで見たこともない写真も多くあったし、戦場カメラマンというより泰造さんの人間性がわかるような写真展であり、すごく良い写真展でした。

まちなか写真展も面白く、街全体で写真展示をやっているのにびっくりした。武雄市全体で盛り上げてやっているのを見て、泰造さんが武雄市民に愛されているのが感じられました。



ボランティアの鐘ヶ江富夫さん

一ノ瀬泰造氏は、どうして命まで懸けて戦火のカンボジアに写真を撮りにいったのか分からなかったが、写真家の橋本さんの説明を聞き、一ノ瀬泰造氏はカンボジアの国や人が好きだったからなんだということが分かった。



初めてボランティアをして、お客さんたちと話ができてよかった。年をとっているから無理ではないかと思っていたが、逆に気軽に話ができると言われ嬉しかった。

一ノ瀬泰造氏の写真や温泉新館に展示してある写真を見て、自分もカメラを買って写真を撮ってみようと思った。

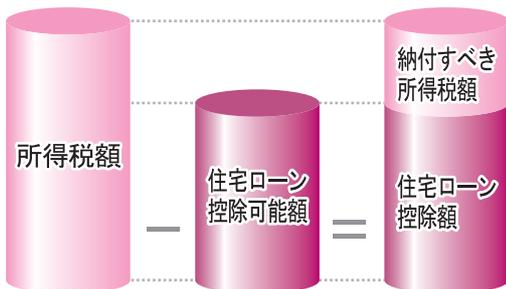
**申告が
必要です**

所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった方

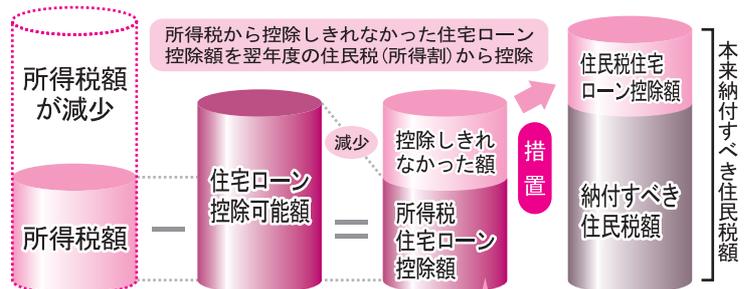
**申告期限
平成20年
3月17日
まで**

税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は翌年度の住民税（所得割）から控除できます。

税源移譲前



税源移譲後



これまで所得税から控除できた住宅ローン控除額が減少

平成20年以降、住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要となります。

平成19年分の所得税から控除しきれない額が発生した場合、平成20年3月17日までに、平成20年1月1日現在お住まいの市区町村へ「市町村民税道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。

住民税の住宅ローン控除の適用を受ける方	住宅借入金等特別税額控除申告書の提出方法
所得税の確定申告されない方	源泉徴収票を添付して市区町村へ提出
所得税の確定申告される方	所得税の確定申告書とともに税務署へ提出

住宅ローン控除 Q & A

Q 「住民税の住宅ローン控除額の金額はどう決まるの？」

A 「住民税の住宅ローン控除額は、「住宅ローン控除可能額」と「税源移譲前の税率を用いて算出した所得税額」のいずれか少ない金額から「所得税の住宅ローン控除額」を差し引いた金額となります。

Q 「どういった場合に、住民税の住宅ローン控除の対象となるの？」

A 給与所得者の方については、平成19年分の給与所得の源泉徴収票の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」が記載され、この金額が源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除の額」より大きい場合に、住民税の住宅ローン控除の対象となります。

Q 「平成19年以降に入居した場合は？」

A 「住民税の住宅ローン控除」の適用はありません。別途、所得税において、新たな住宅ローン控除制度の特例が設けられましたので、所轄の税務署へお問い合わせ下さい。

住宅ローン控除モデルケース 夫婦+子供2人 給与収入 700万円（住宅ローン控除可能額：27万円）の場合

申告をしないと…

控除額が減少し、負担が増加する。

税源移譲前	税 額	住宅ローン控除額	負担額
所得税	263,000	263,000	0
住民税	196,000	0	196,000
合 計	459,000	263,000	196,000

税源移譲後	税 額	住宅ローン控除額	負担額
所得税	165,500	165,500	0
住民税	293,500	0	293,500
合 計	459,000	165,500	293,500

申告をすれば…

住宅ローン控除額が減少しないよう、住民税（所得割）から控除します。

税源移譲後	税 額	住宅ローン控除額	負担額
所得税	165,500	165,500	0
住民税	293,500	97,500	196,000
合 計	459,000	263,000	196,000

※ 今回初めてということで、18年分で住宅ローン控除の適用を受けた方には申告書を平成20年1月中に送付いたします。（ただし、すべての方が平成20年度の住民税住宅借入金等特別控除の適用を受けられるわけではありません。）

● なお詳細については、武雄市のホームページをご覧ください。

連絡先	武雄市役所総務部税務課課税係	電話	23-9220
	山内支所税務係	電話	45-2906
	北方支所税務係	電話	36-6020
	武雄税務署	電話	23-2127